

住宅都市局工事成績評定公表規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、住宅都市局工事成績評定要領（以下「要領」という。）第12条に規定する評定の公表に関して必要な事項を定めるものとする。

（公表の対象）

第2条 公表の対象は、要領第3条に定める評定の対象工事とする。

（公表の方法）

第3条 公表は、工事成績評定（別紙）を住宅都市局総務課において、閲覧させる方法により行うものとする。

2 公表は、工事成績評定を四半期ごとにとりまとめ、年4回行うものとする。

3 要領第7条の規定による評定の修正を行なったときは、修正の結果を受注者へ通知した後すみやかに修正後の工事成績評定を公表するものとする。

（公表の期間）

第4条 公表の期間は、閲覧開始の日から起算して3年間とする。

附 則

1. この規程は、平成16年4月1日以降に完了した工事から適用する。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日以降に完了した工事から適用する。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日以降に完了した工事から適用する。

【建 築 工 事】

(別紙)

工 事 成 績 評 定

工 事 名

1. 番 号

2. 受 注 者

3. 工 事 場 所

4. 工 期

5. 特 記 事 項

6. 項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3 点
	II. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13 点
	II. 工程管理	/ 8.1 点
	III. 安全対策	/ 8.8 点
	IV. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9 点
	II. 品質	/ 17.4 点
	III. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/ 7.3 点
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献度	/ 5.2 点
7. 法令遵守 (減点のみ)		
評定点合計		/ 100 点

【土 木 工 事】

(別紙)

工 事 成 績 評 定

工 事 名

1. 番 号

2. 受 注 者

3. 工 事 場 所

4. 工 期

5. 特 記 事 項

6. 項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3. 2 点
	II. 配置技術者	／ 3. 8 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 11. 7 点
	II. 工程管理	／ 9. 3 点
	III. 安全対策	／ 10. 7 点
	IV. 対外関係	／ 3. 4 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 13. 9 点
	II. 品質	／ 15. 9 点
	III. 出来ばえ	／ 8. 5 点
4. 高度技術（加点のみ）	I. 高度技術力	／ 7. 8 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 5. 4 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献度	／ 6. 4 点
7. 法令遵守（減点のみ）		
評定点合計		／ 100 点